

出資法人の情報公開の推進に関する要綱

平成13年4月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第26条第1項に規定する出資法人を定めるとともに、出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第2条 条例第26条第1項の規定により実施機関が定める出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人とする。

(対象法人に対する指導)

第3条 対象法人を所管する課又は室の長は、条例の趣旨にのっとり、当該対象法人が情報の公開に関する規程を定めるなどその保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(経営状況等の公表)

第4条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人を所管する課又は室の長は、別表の左欄に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる経営状況等に関する資料又はこれらに相当する資料を学事法制課長に送付し、学事法制課長は、これを県政情報センターに備えて県民の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別表

法 人		経 営 状 況 等 に 関 す る 資 料					
		基 本 資 料		事 業 計 画 及 び 決 算 に 関 す る 資 料			
特 別 法 に 基 づ く 法 人	鹿児島県道路公社	定款 役員の氏名を記載した書類	予算書 事業計画書 資金計画書 決算報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監査報告書				
	鹿児島県住宅供給公社	定款 役員の氏名を記載した書類	事業計画書 資金計画書 業務報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監査報告書				
	鹿児島県信用保証協会	定款 役員の氏名を記載した書類	業務報告書 収支計算書 貸借対照表 財産目録				
	鹿児島県漁業信用基金協会	定款 役員の氏名を記載した書類	事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 監査報告書				
	独立行政法人奄美群島振興開発基金	役員の氏名を記載した書類	年度計画書 事業報告書 貸借対照表 損益計算書 附属明細書 決算報告書 監査報告書				
公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) 第2条第3号に規定する公益法人(以下「公益法人」という。)		定款 公益社団法人にあっては社員名簿 (個人の住所に係る部分を除く) 及び役員の氏名を記載した書類 公益財団法人にあっては役員及び評議員の氏名を記載した書類	役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 事業計画書 収支予算書 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 財産目録 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 貸借対照表 正味財産増減計算書 事業報告 附属明細書 監査報告又は会計監査報告				
一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) 第2条第1号に規定する一般社団法人等(公益法人を除く。)		定款 役員の氏名を記載した書類	貸借対照表又はその要旨				
会社法(平成17年法律第86号) 第2条第1号に規定する会社		定款 役員の氏名を記載した書類	貸借対照表又はその要旨				

備考 経営状況等に関する資料は、基本資料にあってはその内容に変更等があったときに、事業計画に関する資料にあっては事業開始後、決算に関する資料にあっては決算確定後、それぞれ速やかに提出するものとする。